

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例(平成19年八千代市条例第3号。以下「条例」という。)第22条の規定により、八千代市総合生涯学習プラザ(以下「総合生涯学習プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第8条の規則で定める申請書は、八千代市総合生涯学習プラザ指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第8条第2号の八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面
- (5) 総合生涯学習プラザの管理に係る収支予算書
- (6) その他教育委員会が必要と認める書面

(指定等の通知)

第3条 教育委員会は、条例第9条の規定による指定をしたときは、八千代市総合生涯学習プラザ指定管理者指定通知書(第2号様式)により指定されたものに通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第9条の規定による指定をしなかったときは、八千代市総合生涯学習プラザ指定管理者不指定通知書(第3号様式)により指定されなかったものに通知するものとする。

(利用の申請)

第4条 条例第13条第1項の規定により総合生涯学習プラザの利用の許可を受けようとする者は、八千代市総合生涯学習プラザ利用許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、総合生涯学習プラザを個人で利用するときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請書の提出は、利用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の休館日でない日)から利用しようとする日までに行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、八千代市総合生涯学習プラザ利用許可書(第5号様式。以下「利用許可書」という。)を当該申請をした者に交付するものとする。

2 指定管理者は、総合生涯学習プラザを個人で利用することを許可したときは、指定管理者が定める個人利用券(以下「個人利用券」という。)を当該個人で利用する者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第6条 前条第1項の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその利用の取消しをしようとするときは、八千代市総合生涯学習プラザ利用取消申請書(第6号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の納入)

第7条 使用料(自動車駐車場の使用料を除く。)は、利用許可書又は個人利用券の交付を受けるときに納入するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 自動車駐車場の使用料は、自動車駐車場の利用を終了するときには納入するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第18条の規定により市長が使用料の減額又は免除をすることができるときは次の各号に掲げる場合とし、減額又は免除をする割合は当該各号に定める割合とする。

- (1) 市が行う事業で利用する場合 100分の100
- (2) その他市長が特に必要と認める場合 100分の50以内

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、八千代市総合生涯学習プラザ使用料減免申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、八千代市総合生涯学習プラザ使用料減免通知書(第8号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第19条ただし書の規定により市長が使用料の還付をすることができるときは次の各号に掲げる場合とし、還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用できなかった場合 使用料の全額
(2) 利用する日の14日前までに利用の取消しを申請した場合 使用料に100分の80を乗じて得た額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、八千代市総合生涯学習プラザ使用料還付申請書(第9号様式)に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。
(規則で定める障害者)
- 第10条 条例別表(3)アリーナ、プール、スタジオ及びトレーニング室(個人利用)の表備考第3項に規定する規則で定める身体障害、知的障害又は精神障害を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
(2) 療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対し都道府県知事又は地方自治法(昭和24年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳をいう。)の交付を受けている者
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
(利用者の遵守事項)
- 第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 許可された目的以外の目的で使用しないこと。
(2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
(3) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
(4) 許可を受けずに物品の販売、寄附の募集又はこれらに類する行為をしないこと。
(5) その他管理上支障のある行為をしないこと。
(令元教委規則3・一部改正)
(喫煙の禁止)
- 第12条 何人も、総合生涯学習プラザにおいて、喫煙をしてはならない。
(令元教委規則3・追加)
(教育委員会が管理する場合の特例)
- 第13条 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。
- (1) 第4条第1項に規定する申請書の受付
(2) 利用許可書の交付
(3) 個人利用券の交付
(4) 第6条に規定する申請書の受付及び利用の取消しの承認
- 2 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に前項第1号に掲げる業務が含まれているときにおいては、教育委員会が当該業務を行うこととなった日において現に第4条第1項の規定により指定管理者に対して行っている申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第4条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請とみなす。
- 3 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1項の規定により読み替えて適用する第4条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。
(令元教委規則3・旧第12条繰下)
(補則)
- 第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
(令元教委規則3・旧第13条繰下)
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(平成19年八千代市規則第3号)の規定に基づいて行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた手続その他の行為とみなす。
附 則(令和元年教委規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号 様 式（ 第 2 条 第 1 項 ）

八千代市総合生涯学習プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市教育委員会

所 在 地

団 体 名

申請者 代表者氏名 印

担 当 者 名

電 話 番 号

八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

第 2 号 様 式（ 第 3 条 第 1 項 ）

八千代市総合生涯学習プラザ指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市教育委員会 印

八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者に指定したので、通知します。

指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第3条第2項）

八千代市総合生涯学習プラザ指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市教育委員会



八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

理由

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 4 号 様 式 （ 第 4 条 第 1 項 ）

八千代市総合生涯学習プラザ利用許可申請書

年 月 日

（宛先）

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話

次のとおり八千代市総合生涯学習プラザの利用を申請します。

利用施設	利用日	利用時間
	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
利用目的	(行事名・内容)	
利用予定人数	人 （一般開放・関係者）	
備考		

※の部分以外を記入してください。

※ 使用 料 円	利用施設	基本使用料	市外利用	営利目的	時間超過	合計

※許可年月日： 年 月 日 許可番号：No.

第 5 号 様 式 （ 第 5 条 第 1 項 ）

八千代市総合生涯学習プラザ利用許可書

年 月 日

様



次のとおり八千代市総合生涯学習プラザの利用を許可します。

利用施設	利用日	利用時間
	年 月 日 ()	時 分 ～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分 ～ 時 分
	年 月 日 ()	時 分 ～ 時 分
利用目的	(行事名・内容)	
利用予定人数	人 (一般開放・関係者)	
備考		
許可条件等		

使用 料 円	利用施設	基本使用料	市外利用	営利目的	時間超過	合計

許可年月日： 年 月 日 許可番号：No.

第 6 号 様 式 （ 第 6 条 ）

八千代市総合生涯学習プラザ利用取消申請書

年 月 日

（宛先）

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話

次のとおり八千代市総合生涯学習プラザの利用の取消しを申請します。

利 用 施 設	利 用 日	利 用 時 間
	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
利 用 目 的	（行事名・内容）	
許 可 年 月 日 及び許可番号	年 月 日 No.	
理 由		
備 考		

注 利用許可書を添付してください。

第 7 号 様 式（第 8 条 第 2 項）

八千代市総合生涯学習プラザ使用料減免申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話

次のとおり八千代市総合生涯学習プラザの使用料の減額免除を申請します。

利 用 施 設	
利 用 日	年 月 日 ()
利 用 目 的	(行事名・内容)
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 No.
使 用 料	円
減 額 又 は 免 除 を 受 け よ う と す る 額	円
減 額 又 は 免 除 を 受 け よ う と す る 理 由	
備 考	

注 利用許可書の写しを添付してください。

第 8 号 様 式（ 第 8 条 第 3 項 ）

八千代市総合生涯学習プラザ使用料減免通知書

年 月 日

様

八千代市長 印

次のとおり八千代市総合生涯学習プラザの使用料を減額
免除 します。

利 用 施 設	
利 用 日	年 月 日 ()
利 用 目 的	(行事名・内容)
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 No.
使 用 料	円
減 額 又 は 免 除 の 額	円
減 額 又 は 免 除 の 理 由	
備 考	

第 9 号 様 式（第 9 条 第 2 項）

八千代市総合生涯学習プラザ使用料還付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話

次のとおり八千代市総合生涯学習プラザの使用料の還付を申請します。

利 用 施 設	
利 用 日	年 月 日 ()
利 用 目 的	(行事名・内容)
許可年月日及び許可番号	年 月 日 No.
既納使用料	円
還付を受けようとする額	円
還付を受けようとする理由	
備 考	

注 使用料の領収証を添付してください。